

貨物運送取扱事業法

1. 案内情報

- | | | |
|----------|---|---|
| 手続名 | : | 通運計算事業の届出、変更の届出、廃止の届出 |
| 手続根拠 | : | 貨物運送取扱事業法第52条第1項
貨物運送取扱事業法施行規則第52条、第53条 |
| 手続対象者 | : | 通運計算事業を經營しようとする者、届けでした事項を変更しようとする者、通運計算事業を廃止した者 |
| 提出時期 | : | 通運計算事業を經營しようとするとき、届けでした事項を変更しようとするとき、通運計算事業を廃止した日から30日以内 |
| 提出方法 | : | 通運計算事業経営届出書、通運計算事業経営変更届出書又は通運計算事業廃止届出書を作成し、総合政策局複合貨物流通課へ提出してください。 |
| 手数料 | : | 無し |
| 添付書類・部数 | : | 無し、部数は1部 |
| 申請書様式 | : | 提出先へお問い合わせ下さい。 |
| 記載要領・記載例 | : | 提出先へお問い合わせ下さい。 |

2. 窓口情報

- 提出先：総合政策局複合貨物流通課 03 - 5253 - 8301
- 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口：提出先に同じ。